

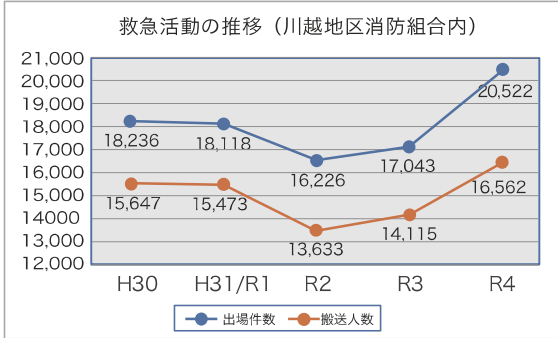
救急車の適正利用に御協力を！

近年、救急車の出場件数、搬送人数はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。

また、搬送者のうち入院・手術を必要としない軽症者の割合は、44.8%（全国平均・令和3年中）と約半数を占めています。

緊急性がなく要請すると本当に必要な人が救急車を利用できず、救える命を救えなくなるおそれがあります。

救急車や救急医療は、限りある資源です。いざという時の皆さん自身の安心のためにも、救急車を呼ぶ前に一人ひとりが考えて行動しましょう。



こんな時はすぐに 119 番を！

- ・意識がない、頭を打ち意識がおかしい
- ・呼吸が困難、又は感じられない
- ・顔色が悪く、冷や汗をかいている
- ・激しい胸痛、頭痛、腹痛
- ・やけどの範囲が広い
- ・大量に出血した など



救急車の呼び方

119番通報をすると、指令管制員が救急車の出動に必要なことを順番に聞きますので、あわてず、ゆっくりと教えてください。

- 1 119番通報したら、「救急です」と伝える。
- 2 救急車に来てほしい住所、目印になるものを伝える。
- 3 具合の悪い方の症状とおおよその年齢を伝える。
- 4 あなたのお名前と電話番号も伝える。

こんな症状の時は？

- ・風邪をひいた
- ・微熱がある
- ・寒気がする
- ・腰が痛む
- ・足をひねった
- ・軽い手や指の傷 など



かかりつけの医療機関へ

誤った利用

- ・自家用車がない
- ・早く診察してもらえる
- ・入院の日だから
- ・タクシーだとお金がかかる
- ・自分で病院等を探すのが面倒 など



救急車を呼ぶか判断に迷った時は… 埼玉県救急相談

急な病気やけがの際に、緊急性の判断や家庭での対処方法について、看護師が電話で相談に応じます。必要に応じて医療機関の御案内も行います。

【電話番号】 ☎ #7119 又は 048-824-4199 よいきやーさやー（ダイヤル回線・IP 電話の方）

※これまでどおり、次の番号からも電話をかけられます。#8000 又は 048-833-7911（子供の相談）

【相談時間】 24時間365日

【相談時間】 音声ガイダンスに応じて、相談したい窓口を選択してください。

ボタン1 子供の相談 **ボタン2** 大人の相談 **ボタン3** 医療機関案内（子供・大人に対応しています）

急な病気やけがの際に、家庭での対処法や医療機関への受診の必要性について、AIがチャット形式で相談に応じます。

埼玉県AI救急相談HP

<https://www.saitama-aiqqsoudan.com> 埼玉県AI救急相談・基本情報入力画面へのQRコード



※ 子供・大人の相談は、診断や治療ではなく、助言を行うものですので、あらかじめ御了承ください。

※ 医療機関案内を御利用される場合のお願い

- ・歯科、口腔外科、精神科の御案内はしていません。
- ・案内された医療機関を受診する前に、必ずその医療機関に電話で御確認ください。
- ・お問い合わせに対し、御案内できない場合もありますので、御承知おきください。
- ・お掛け間違いにご注意ください。

※ 聴覚障害者専用医療機関案内 FAX 048-831-0099

- ・医療相談には対応していません。
- ・依頼書は埼玉県ホームページ「医療機関案内」に掲載。

医療情報ネット

医療情報ネットは、医療法が定める医療機能情報提供制度に基づき運営されています。地域・診療科目・時間を始め、設備・体制・外国語対応などの様々な条件から、医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）や薬局をインターネットで検索することができます。

すこやかマップでは掲載しきれなかった詳細な情報も公開されていますので、併せて御活用ください。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/iryo-kinou/>

上記ホームページ内のリンクからアクセスできます。

※医療機能情報提供制度は、住民・患者が医療機関等を適切に選択できるよう、医療機関等に対して、医療機能について都道府県への報告を義務付けるとともに、都道府県がその情報を集約し、客観的に分かりやすく提供することを目的としています。

川越市在宅医療・介護事業者検索システム

■川越市在宅医療・介護事業者検索システム

市内の在宅医療を提供する医療機関や介護サービス事業所などを、さまざまな方法で検索できるシステムです。



【URL】

<https://carepro-navi.jp/kawagoe>

■高齢者在宅療養相談窓口

医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅等で安心して暮らせるように、医療と介護の専門職が市内にお住いの高齢者やその家族のご相談をお受けしています。

●所在地

川越市中原町2丁目1番地9子育て安心施設
「すくすく かわごえ」4階

●電話 049-298-6213

●FAX 049-227-4026



川越市救急情報シート



川越市救急情報シート

～ 使用上の注意事項 ～

- ・情報シートは、かかりつけ医療機関に搬送することを保障するものではありません。
- ・情報シートは、保管用の容器に入れて冷蔵庫内に保管するか、クリアファイルなどに入れて冷蔵庫の扉に磁石などで貼付して保管してください。

(情報シートを入れる保管用の容器等については、ご自身でご用意ください。)

- ・記入内容に変更があったら、必ず書き換えてください（鉛筆での記入をすすめます）。
- ・救急マークは、屋外から見えないよう玄関の内側、冷蔵庫、保管容器等に貼り付けてください。**(情報シートの使用をやめるときは、救急マークもはがしてください。)**
- ・救急マークが冷蔵庫に貼られている場合、救急隊員が救助に必要と判断したときは、本人やご家族の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて情報シートを取り出します。

【問い合わせ先】川越市役所福祉部 高齢者いきがい課 電話：049-224-5809

川越市救急情報シート



川越市救急情報シート

(顔写真)

※本人確認のため
 ですので、お一人で
 写っている写真を
 ここに貼るか又は
 シートと共に保管
 してください。

川越市救急情報シート

(年 月 日記入)

私は、緊急時に以下の情報を救急隊、搬送先の医療機関が活用することに
 同意します。

| | | | |
|-------------|------------------|------|-------|
| ふりがな お名前 | | 性別 | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | 明・大 昭・平 年 月 日 | 血液型 | 型 |
| 住所 | 川越市 | 電話番号 | |

| 緊急連絡先氏名 | 続柄等 | 住所 | 電話番号 |
|---------|-----|----|------|
| | | | |
| | | | |

| 医療・介護 名称 | 医療機関（病院・診療所等） | 医療機関又は居宅介護支援事業者 |
|--------------------|---------------|-----------------|
| 診療科・担当者 | | |
| 所在地 | | |
| 電話番号 | | |
| かかっている病気 又は要介護度 | | |
| 常用している薬 | | |
| アレルギーの有無 | 無 ・ 有 [] | |

| | |
|----------------------------|--|
| 伝えておきたいこと 身体の具合や障害の有無など | |
|----------------------------|--|

| | |
|-------------|--------------------------|
| 加入している健康保険 | 国保 ・ 社保 ・ 後期高齢 ・ その他 () |
| 被保険者証の記号・番号 | 保険者番号： |

※ 記入内容に変更があったときは、必ず書き換えてください。鉛筆での記入をおすすめします。

川越市救急マーク

情報シートを作成・保管していることを救急隊員に知らせるためのマークです。
↓ 切り取って、玄関の内側・冷蔵庫・保管容器に貼ってください。↓↓



※救急マークを丸く切り抜く必要はありません。
※救急マークの裏側に両面テープを貼ってから切り取ると使うときに便利です。

川越市救急情報シートの記入方法

1. ご本人に関することについて

- ・氏名は、読み方がわかるように『ふりがな』もご記入ください。
- ・住所は、建物名や部屋番号までご記入ください。
- ・顔写真は、ご本人がわかるよう、お一人で写っている写真をシートと共に保管してください。

2. 「緊急連絡先氏名」などについて

- ・複数の連絡先がある場合は、ご自身の状況に詳しい方を優先してご記入ください。
- ・ご友人などご家族以外の方でも構いませんが、あらかじめ、ご了解を得ておいてください。
- ・電話番号は、その方につながりやすい番号を市外局番など省略せずにご記入ください。

3. 「医療・介護」について

- ・ご自身の状況をよく把握している医療機関、居宅介護支援事業者を優先してご記入ください。
- ・飲んでいる薬は、お薬の説明書の写しなどを入れておくことで代えることもできます。
- ・アレルギーの有無に○を付け、有りの場合には、その原因（薬や食物）もご記入ください。

4. 「伝えておきたいこと」について

- ・搬送や治療の際に気を付けてほしいことや、障害の有無などをご記入ください。

5. 「加入している健康保険」について

- ・健康保険証の内容は、写し（コピー）を入れておくことで代えることもできます。

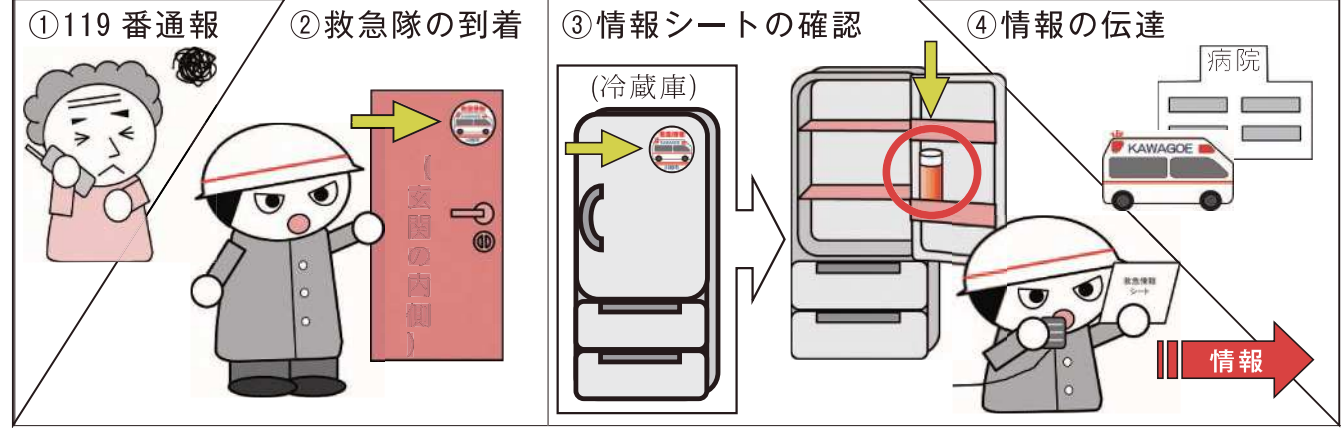
川越市救急情報シートについて

○救急情報シートとは…？

救急情報シート（情報シート）は、かかりつけの医療機関や薬、緊急時の連絡先などの情報を記入して、冷蔵庫に保管して置くことにより、『もしも』のときの救急活動などに役立てるものです。

急病で119番通報をしたけれど、救急隊が到着したときには本人が意識を失ってしまっていたような場合に、玄関の内側と冷蔵庫に貼り付けられている救急情報マーク（救急マーク）により冷蔵庫内にある情報シートを確認し、緊急時の連絡先への連絡や、持病や服薬、かかりつけの医療機関の情報を搬送先に伝達するなど、救急・医療活動を迅速に行うために役立っています。

○緊急時に利用します



また、災害等による避難時に携行することで、避難先で医療を受けるときにも役立ちます。

○シートの利用方法

| | | |
|--|---|---|
| <p>1 ニページ前の「川越市救急情報シート」を切り離します。</p>  | <p>2 記入した情報シートを保管する容器を用意します。 (筒・箱型容器、クリアファイル等)</p>  <p>※お薬の説明書や保険証の写しも一緒に入れておきましょう。</p> | <p>3 保管方法 ①冷蔵庫内の見つけやすい場所に保管します。</p>  |
| <p>4 救急マークを切り取ります。</p> <p style="text-align: center;">＜玄関用・冷蔵庫用・容器用＞</p>  <p>※容器用マークは、保管容器が不透明で中が見えない場合に容器に貼ってください。</p> | <p>5 玄関内側と冷蔵庫に両面テープなどを使って貼り付けます。</p>  | <p>②冷蔵庫の扉に磁石でとめるなどして保管します。</p>  |

～この救急情報シートは、川越市ホームページからダウンロードできます～

川越市の自殺対策

保健予防課ではさまざまな自殺対策に取り組んでいます。

■心の相談窓口

心の悩みについて抱え込まず気軽にご相談ください。

TEL 049-227-5102 (平日8時30分～17時15分) ※来所は要予約

■ゲートキーパーの養成

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を「ゲートキーパー」(命の門番)と呼びます。本市ではゲートキーパーの養成研修を実施しています。

■普及啓発

自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)を中心に「命の大切さを伝える」鉄道キャンペーンなどを実施しています。

■研修会・講演会

メンタルヘルス講演会、ひきこもり公開講座で正しい知識を普及します。



いのち
支える

自殺対策について



かかりつけ医療機関を御記入ください

| かかっている人 | 医療機関名 | 診療科目 | 電話番号 | 常用薬 | その他 |
|---------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

緊急連絡先

| 緊急連絡先氏名 | 続柄等 | 住所 | 電話番号 |
|---------|-----|----|------|
| | | | |
| | | | |

すこやかマップ 【川越市医療マップ・令和6年3月発行】

【発行・編集】

川越市役所 保健医療推進課
☎049-224-5832

【印刷】

株式会社 データプリント

【発行年月】

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 平成 6 年10月発行 | 平成 17 年 9 月改訂 | 平成 29 年 3 月改訂 |
| 平成 7 年 5 月改訂 | 平成 18 年11月改訂 | 平成 30 年 3 月改訂 |
| 平成 8 年 4 月改訂 | 平成 20 年 2 月改訂 | 平成 31 年 3 月改訂 |
| 平成 9 年 4 月改訂 | 平成 20 年12月改訂 | 令和 2 年 3 月改訂 |
| 平成 10 年 5 月改訂 | 平成 21 年12月改訂 | 令和 3 年 3 月改訂 |
| 平成 11 年 7 月改訂 | 平成 22 年12月改訂 | 令和 4 年 3 月改訂 |
| 平成 12 年 8 月改訂 | 平成 24 年 3 月改訂 | 令和 5 年 3 月改訂 |
| 平成 13 年 8 月改訂 | 平成 26 年 3 月改訂 | 令和 6 年 3 月改訂 |
| 平成 14 年 8 月改訂 | 平成 27 年 1 月改訂 | |
| 平成 16 年 8 月改訂 | 平成 28 年 3 月改訂 | |